

「新規入園申請」及び「転園申請」に必要な書類

- 1 「施設利用申込書 兼 教育・保育給付認定申請書」
- 2 マイナンバー申告書（新規入園申請）
- 3 保育が必要である証明書

| 保育の必要性 | | 必要書類 | 注意事項 |
|--------------------------------|-----------|---|---|
| 就 労 | 家庭外就労 | ①就労証明書（事業主が記入） | 就労予定・復帰予定で提出された方は就労後給与支給明細書等の写しの提出が必要です。 |
| | 自営業・内職の就労 | ①就労証明書（就労者自身が記入） ②自営が分かる社会保険や建設国保・医師国保等の保険証の場合、保険証の写しを添付 ③市国保の保険証の場合は、確定申告書（写）や（自営業所の）領収書等自営が分かるものを添付 | 自営手伝等で給金の発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。 |
| | 農業就労 | ①就労証明書（就労者自身が記入） ②農業所得が記載されている確定申告書（写）等 | 農業手伝等で給金が発生しない場合は、（保育の必要性が高い）就労とみなしません。 |
| 妊 娠 ・ 出 産 | | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日の分かる4ページ目） | 産前2か月、産後3か月（出産月を含む。）が保育の実施期間です。新規入園の場合、期間終了後に育休取得又は求職中での理由で入園継続はできません。就労で申請された場合であっても入園月が産前産後期間と判明すれば同様に産後で退園となります。 |
| 疾病障害 | 疾 病 | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書（医師の診断） | 診断書には、症状や治癒見込み及び療養に必要な期間の明記が必要です。場合によっては診断書の再提出や入園期間を限定する場合があります。 |
| | 障 害 | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②診断書等 | 障害者手帳をお持ちの方は診断書の代わりとなります（手帳の写し不要）。 |
| 介 護 等 | | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②介護保険証（写）と介護計画書又は診断書 | 同居親族で常時介護又は看護が必要な場合 |
| 求 職 活 動 （起業準備） （派遣就労先未定） | | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②「求職活動」により保育園等を利用する方へ | 申請後に就労内定が決まった場合は、就労として再度届出が必要です。また、入園して3か月以内に就労の確認ができない場合退園となります。 |
| 就 学 | | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②在学証明書又は学生証の写し ③就学の期間・日数・時間が分かる資料 | 就学の期間が入園可能な期間となります。1年ごとの申請となるため、毎年在学証明書の提出が必要です。 |
| 育 児 休 業 | | ①就労証明書（事業主が記入）又は辞令等 | 新規申請及び3歳未満児の転園申請はできません。 |
| そ の 他 | | ①就労以外の申立書（保護者自身が記入） ②その事由を証明するもの | 災害復旧や児童虐待・DVの事由の場合は直接子育て支援課にご相談ください。 |

- 4 保育料等口座振替依頼書 市内公立施設及び私立保育園の新規入園児童（入園決定後該当者のみ提出）
- 5 海外勤務や入国により日本で課税されていない方は収入と控除額が分かる書類
- 6 保育料軽減申請書 8ページを参照ください。
- 7 入園希望児童の母子健康手帳